

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 地域交流部 空港課

法令名	佐賀県佐賀空港条例			法令番号	平成10年佐賀県条例第22号				
手続名	構内営業許可			根拠条項	第13条第1項				
審査基準	次の各号に掲げる場合に限り、構内営業許可を与えることができる。 (1) 空港の機能を確保するために必要な営業を行う場合 (2) 空港利用者の利便を確保するために必要な営業を行う場合 (3) その他佐賀空港事務所長が特別の事由があると認める場合								
	受付機関	佐賀空港事務所	処理機関	佐賀空港事務所	交付機関	佐賀空港事務所	標準処理期間	14日	目次
					標準経過期間	日			